

令和7年度 子どもの定期予防接種のご案内

(令和7年4月1日現在)

☆ 接種する時は、母子健康手帳を持参してください。

☆ 実施時期を過ぎると、公費(無料)で接種を受けられなくなりますのでご注意ください。

予防接種		接種できる期間	通知時期(郵送)	接種場所
B型肝炎		1歳未満 (合計3回接種)	生後1か月になった月の月末	世田谷区、他22区、 狛江市、調布市、 三鷹市の実施医療 機関で行います。
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日後から24週0日後まで (27日以上の間隔で計2回接種)		
	ロタテック (5価)	生後6週0日後から32週0日後まで (27日以上の間隔で計3回接種)		
小児用肺炎球菌		生後2か月以上5歳未満 (合計4回接種)		
五種混合 (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・ポリオ・ Hib)	1期初回	生後2か月以上7歳6か月未満 (20日以上の間隔で3回接種)		
	1期追加	7歳6か月未満 (初回3回目接種終了後 標準として6～18か月あける)		
BCG(結核)		1歳未満	生後4か月になった月の月末	
水痘(水ぼうそう)		1歳以上3歳未満 (合計2回接種)	生後11か月になった月の月末	
麻しん風しん混合 (MR)	1期	1歳以上2歳未満	小学校に入学する1年前の3月末	
	2期	5歳以上7歳未満の方で 小学校入学前年の4月1日から 入学する年の3月31日まで		
日本脳炎 *注1	1期 初回	生後6か月以上7歳6か月未満 (6日以上の間隔で2回接種)	2歳11か月になった月の月末	
	1期 追加	7歳6か月未満 (初回2回目接種終了後 標準として12か月あける)	3歳11か月になった月の月末	
	2期	9歳以上13歳未満 (標準として9歳で接種)	8歳11か月になった月の月末	
二種混合 (ジフテリア・破傷風)		11歳以上13歳未満	10歳11か月になった月の月末	
子宮頸がん(HPV) *注2		小学6年生～高校1年生 相当年齢の女子 (合計2回または3回接種)	中学校入学前の3月末	

注1 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、日本脳炎予防接種(合計4回)がお済みでない場合、20歳になる前まで未接種分を接種できます。詳細は裏面[問い合わせ]先にご連絡ください。

注2 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性で、令和4年4月1日～令和7年3月末までに1回でも接種した方は、令和8年3月31日まで残りの接種回数を公費で完了できます。詳細は裏面[問い合わせ]先にご連絡ください。

☆ 通知時期を過ぎても接種予診票が届かない場合や、通知時期を過ぎて転入された場合などの理由により、接種予診票をお持ちでない方は、右の二次元コードからオンライン手続きいただくか、裏面[問い合わせ]先にご連絡ください。

☆ 世田谷区では、上記の定期予防接種以外に、「おたふくかぜ」等の任意接種についても公費負担を実施しています。詳細は右の二次元コードからご確認ください。

▼区HP「子どもの予防接種
について」二次元コード



令和7年度 乳幼児健康診査等のご案内

(令和7年4月1日現在)

1. 健診について

健診名	実施時期	通知時期	実施方法
1か月児健康診査	生後27日を超え、生後6週に達しない乳児(生後5週6日まで)	母と子の保健バッグに同封します。	※1
3～4か月児健康診査	世田谷区では首のすわりなどの成長を確認するため、 <u>生後4か月になる月に行います。</u>	生後3か月になった月の月末までに郵送します。	※2
6～7か月児健康診査 9～10か月児健康診査	生後6～7・9～10か月の間に各1回ずつ	3～4か月児健康診査のご案内に同封します。	※3
1歳6か月児(内科)健康診査	1歳6か月～1歳11か月まで	1歳5か月になった月の月末までに郵送します。	※4
1歳6か月児(歯科)健康診査	1歳7か月になった月(1歳11か月まで受けられます)	1歳6か月になった月の月末までに郵送します。	※2
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月から2歳8か月まで	2歳5か月になった月の月末までに郵送します。	※4
3歳児健康診査(内科・歯科)	3歳1か月になった月(3歳11か月まで受けられます)	3歳になった月の月末までに郵送します。	※2
歯科フッ素塗布券の配布(4歳・6歳)	6月～翌年3月まで ※令和8年3月31日時点で、4歳・6歳のお子様を対象。 4歳の対象者:令和3年4月1日～令和4年3月31日生まれの方 6歳の対象者:平成31年4月1日～令和2年3月31日生まれの方	5月末に郵送します。	※4

※1:1か月児健康診査を自費で受診した費用の一部を助成する(償還払い)

※2:各健康づくり課で指定の日時に集団で行います。

※3:**都内**の指定医療機関で指定の期間内に個別に行います。

※4:**区内**の指定医療機関で指定の期間内に個別に行います。

2. 出産後に受けられるサービス(「子育て応援ギフトまたは妊婦支援給付金(2回目)」、「せたがや子育て利用券」)

サービス名	内容	対象者	配付方法
子育て応援ギフト または 妊婦支援給付金(2回目) ※どちらか一方の支給となります。	子育て応援ギフト…出生した子ども一人あたり 10万円相当 のギフトカード 妊婦支援給付金(2回目) …妊娠した子どもの数×5万円の現金	子育て応援ギフト… 令和7年3月31日まで に出生した子どもを養育する者 妊婦のための支援給付金(2回目) …令和7年4月1日以降に出産した者	いずれの支給についても、赤ちゃん訪問(乳児期家庭訪問)時に申請案内をお渡しします。案内に沿ってご申請ください。
子育て利用券	地域の産前・産後サービスや親子の交流、仲間づくりに利用できる「せたがや子育て利用券(額面1万円)」を配付しています。 ※子育て利用券の有効期限はお子様が生後2歳になる誕生日まで ※赤ちゃん1人あたり1セットを、「配付対象者」に該当する機会に1回、配付します。	妊娠中の方から2歳までのお子様がいる保護者 (例:お子様が令和5年4月20日生→令和7年4月19日まで配付) ※妊娠期間中に子育て利用券の配付を受けていない方、妊娠届出書を提出後に世田谷区に転入した方や、出産後に転入された方も上記に該当する場合は、配付対象になります。	保健師、助産師などの専門職によるネウボラ面接(妊娠期面接・産後面接)の際に配付します。 ※「産後面接」は、乳幼児健診等と併せて実施できる場合もあります。 ※面接をご希望の方は、お住まいの健康づくり課(下記「3. 問い合わせ先」参照)までご連絡ください。

3. 問い合わせ先

内容	担当部署	管轄地域	TEL	FAX
・予防接種	世田谷保健所感染症対策課	—	03-5432-2437 (世田谷区予防接種コールセンター)	03-5432-3022
①各種健診の受診票・健診日程 ・受診票が届かない、通知時期を過ぎて転入した、受診票を紛失した等 ・「3～4か月児健康診査」「1歳6か月児歯科健康診査」「3歳児健康診査」の日程等	世田谷総合支所 保健福祉センター健康づくり課	池尻1～3丁目、池尻4丁目(1～32番)、上馬、経堂、駒沢1～2丁目、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	03-5432-2893(内容①) 03-5432-2896(内容②)	03-5432-3074
	北沢総合支所 保健福祉センター健康づくり課	赤堤、池尻4丁目(33～39番)、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、羽根木、松原	03-6804-9355(内容①) 03-6804-9667(内容②)	03-6804-9044
	玉川総合支所 保健福祉センター健康づくり課	奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀	03-3702-1948(内容①) 03-3702-1982(内容②)	03-3705-9203
	砧総合支所 保健福祉センター健康づくり課	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、喜多見、砧公園、成城、祖師谷、千歳台、船橋	03-3483-3161(内容①) 03-3483-3166(内容②)	03-3483-3167
	烏山総合支所 保健福祉センター健康づくり課	粕谷、上北沢、上祖師谷、北烏山、給田、八幡山、南烏山	03-3308-8228(内容①) 03-3308-8246(内容②)	03-3308-3036
②ネウボラ面接(妊娠期面接・産後面接)、ネウボラチームの保健師・栄養士等の育児などの相談、「せたがや子育て利用券」の配付について				

これらの情報は令和7年4月1日時点のものです。最新情報は世田谷区ホームページをご覧ください。

発行元 世田谷保健所感染症対策課